### 宇部市庁内共通封筒 広告掲載仕様書

# 1 規格等

(1) 種類

印刷広告 (宇部市の指定する単色印刷)

(2) 広告掲載を行う封筒

主に文書の発送のため、年度を通じて使用する各課等共通の封筒で、契約課が各 課等の発注量を取りまとめ、4月に一括発注する封筒を対象とし、各課等において 個別に追加発注するものは含まない。

(3) 予定数量

角形 2 号 80,000 枚

長形 3 号 140,000 枚

※上記数量はあくまで予定であり、実際の数量は増減することがある。

# 2 広告掲載場所及び掲載枠数等の設定

(1) 角形2号

封筒裏面の印刷可能域 (天地 25 cm、左右 20 cm) 程度におさまるように枠数を設定すること。(枠数は自由に設定可)

(2) 長形3号

封筒裏面の印刷可能域 (天地 16 cm、左右 9 cm) 程度におさまるように枠数を設定すること。(枠数は自由に設定可)

(3) 広告掲載場所には、当該掲載内容が広告である旨を表示すること。

# 3 掲載可能な広告の範囲

広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、宇部市広告掲載要綱(以下「広告要綱」という。)第5条及び第6条、本仕様書及び宇部市庁内共通封筒広告掲載基準(以下「広告基準」という。)に基づき判断を行う。

4 広告掲載(封筒使用)期間

令和2年6月から令和3年3月末まで

(各課等の使用頻度にもよるが、広告掲載の期間以前に作成した封筒の在庫がある場合、 その封筒を使用することができるものとする。また、広告掲載の期間に作成した封筒 がすべて使用されずに、在庫が残った場合、広告掲載期間終了後においても、それら を使用することができるものとする。)

#### 5 広告代理店等の業務

広告代理店等は、広告要綱、本仕様書、広告基準及び関係法令に基づき、広告掲載希望者を募集及び選定し、広告の掲載に必要な原稿及びデータ(以下、「原稿等」という。)を次項に定める期日までに宇部市に提出するほか、広告要綱及び本仕様書に定める業務を行わなければならない。

#### 6 原稿等の提出及び広告掲載の承認等

- (1) 広告掲載希望者は、広告代理店等に申し込み等を行うものとする。また、広告の 修正、その他広告掲載に必要な事項についても同様とする。
- (2) 広告代理店等は、宇部市の指定する日(3月上旬を予定)までに原稿等を宇部市 に提出しなければならない。
- (3) 原稿等は、紙媒体及び電子データ(イラストレーター形式、JPEG等の汎用性の高いデータ形式)とする。
- (4) 宇部市は、原稿等の提出を受けた場合、広告要綱、本仕様書、広告基準及び関係 法令に基づき原稿等を審査し、広告ごとに具体的に判断し当該掲載について承認又 は不承認を行う。当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、 提出された原稿等の修正等を広告代理店等に指示することができる。
- (5) 広告代理店等は(4)の指示を受けた場合、広告掲載希望者に当該広告の全部又は 一部について修正、削除を依頼することとし、必要な修正等を行った原稿等を早急 に宇部市に提出しなければならない。なお、宇部市が指定する期日までに当該原稿 等の再提出が行われなかった場合は、当該広告掲載を不承認とする。
- (6) 広告代理店等は、広告の掲載を不承認とされた場合、誠意をもって広告掲載希望 者にこれを通知しなければならない。
- (7) 原稿等の作成、修正に係る一切の費用は、広告代理店等が負担するものとする。

# 7 広告掲載料の納付

- (1) 広告代理店等は、契約締結後、宇部市が指定する納期限(4月下旬を予定)まで に広告掲載料を納入しなければならない。
- (2) 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、宇部市の責に帰すべき事由により契約 が解除された場合及び広告掲載が取消された場合はこの限りではない。
- (3) 広告代理店等は、封筒の印刷枚数が1(3)に定める予定数量に至らない場合、及び6(4)、6(5)の規定により、広告掲載数が減少した場合であっても広告掲載料の減額請求をすることができない。

#### 8 契約の解除等

- (1) 宇部市は、次のいずれかに該当するときは、広告代理店等との契約を解除することができるものとする。
  - ア 広告代理店等が、宇部市の指定する期日までに、契約に定める広告掲載料を納付しなかったとき。
  - イ 広告代理店等自らが広告要綱及び広告基準に反したとき。
  - ウ 広告代理店等が正当な理由なく6(2)に規定する原稿等の提出を遅滞したとき。
  - エ 広告代理店等が正当な理由なく6(4)及び6(5)に規定する修正または再提出に 応じないとき。
  - オ 広告代理店等がこの契約の解除を申し出たとき。
  - カ その他、広告を掲載することが適当でないと宇部市が認めたとき。
- (2) 広告代理店等は、(1)の規定による契約の解除により損害を受けた場合であって も、その損害の賠償を宇部市に請求することができない。ただし、宇部市の責に帰 すべき事由により契約が解除された場合は、この限りではない。
- (3) 広告代理店等は、(1)の規定により契約が解除された結果、封筒の再印刷等の必要を生じさせ、宇部市に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、宇部市の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、この限りではない。

### 9 広告掲載の取消し・中止

- (1) 宇部市は、契約締結後、次のいずれかに該当するときは広告掲載期間中であって も、広告掲載を取消し、広告掲載を中止することができる。
  - ア 広告掲載を承認された者(以下「広告主」という。)が宇部市の信用を失墜し、 業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
  - イ 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
  - ウ 広告の申し込みに当たって虚偽の内容があったとき。
  - エ 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
  - オ 広告主が広告掲載の取り下げを申し出たとき。
  - カ 広告主が広告基準に定める制限職種その他広告を掲載しないこととする事由に 該当するに至ったとき。
  - キ 宇部市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 広告代理店等は、(1)アからカまでの規定により広告掲載が取消された結果、封 筒の再印刷又は修正等の必要を生じさせ、宇部市に損害が発生した場合には、その 損害を賠償しなければならない。
- (3) 広告代理店等は、広告掲載の一部取消しにより、広告掲載数が減少した場合であっても、広告掲載料の減額請求をすることができない。

## 10 広告代理店等の責任等

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は、広告代理店等が負うものとする。
- (2) (1)に関する経費は、広告代理店等の負担とする。
- (3) 広告代理店等は、8(1)の規定により契約が解除された場合は、広告主に対し一切の責任を負うものとする。
- (4) 掲載広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求 等があったときは、広告代理店等が一切の責任を負い、自らの責任でこれらを解決 すること。

### 11 その他

- (1) 広告掲載期間中に、掲載広告の内容に変更が生じたときは、直ちに宇部市へ届け出ること。
- (2) (1)の場合において、掲載広告の内容変更に伴い、封筒の修正等に要する費用は 広告代理店等が負担すること。
- (3) 広告代理店等は、広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (4) 契約の解除が発生した場合において、8(3)に定めるほか、解除事由によっては宇部市から広告代理店等に対し違約金等を請求することがある。
- (5) 広告掲載希望者の募集については、宇部市が本市ホームページでも併せて行う。
- (6) 本仕様書に規定していない事項については広告要綱の定めるところによる。
- (7) 上記以外の事項については、別途協議の上定める。